

現況報告書作成時の注意事項について

法人・高齢者施設課
令和5年6月

説明項目について

☆評議員・役員等の定員、報酬額の記載について

☆拠点区分コード入力について

☆地域における公益的な取組の記載について

《参考》

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

☆会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況について

《参考》

会計監査及び専門家による支援等について（平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

☆法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況について

☆評議員・役員等の定員、報酬額の記載について

セクション2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(12)従たる事務所の住所			
(13)法人の種別(注)「アド」以		(14)法人の種別(注)「以」	
(15)法人の設立認可年月日	(16)法人の設立登記年月日		
2. 当該会計年度の初日における評議員の状況			
(1)評議員の定員	評議員の総員	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況
(3-2)評議員の職名			(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
	~		
	~		
	~		
	~		
	~		
	~		
	~		
3. 当該会計年度の初日における理事の状況			
(1)理事の定員	(2)理事の総員	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	
(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日
			(3-6)理事の職名
			(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況

「(1) 評議員の定員」
定款通り記載してください。

☆評議員・役員等の定員、報酬額の記載について

セクション3. 当該会計年度の初日における理事の状況

3. 当該会計年度の初日における理事の状況										
(1)理事の定員			(2)理事の総員			(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)				
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職年		(3-10)各理事と親族等特許関係にある者の有無		(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況								

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況										
(1)監事の定員			(2)監事の総員			(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)				

「(1) 理事の定員」
定款通り記載してください。

☆評議員・役員等の定員、報酬額の記載について

セクション3. 当該会計年度の初日における理事の状況

3. 当該会計年度の初日における理事の状況						
(1)理事の定員		(2)理事の役員		(3)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)		
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の報酬	
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特別関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支払形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					

(注) (3-2)理事の役職のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況					
(1)監事の定員		(2)監事の役員		(3)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	

「(3-12) 理事全員の報酬等の総額 (前会計年度実績)」

前会計年度実績を記載してください。

ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、当該理事の職員給与を含めずに理事総額を記載してください。

☆評議員・役員等の定員、報酬額の記載について

セクション4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(注) (3-2)監事の役職のうち、「監事」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する監事(会員等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行監事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行監事(常務監事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員		(2)監事の職員		(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職名	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況		(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況		(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
	～				
	～				

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数

「(1) 監事の定員」
定款通り記載してください。

☆評議員・役員等の定員、報酬額の記載について

セクション4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(注) (3-2)監事の役職のうち、「理事長」は、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「職務執行理事」は、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する職務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員		(2)監事の職員	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度末)(円)	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職名	(3-2)②監事の所轄庁からの委託状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における議決への出席回数	

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数

「(3-5) 監事要件の区分別該当状況」

監事要件については、

- ①社会福祉事業について識見を有する者。
- ②財務管理について識見を有する者。

社会福祉法第44条第5項

監事のうちには、①②の者が含まれなければならない。と定められているため、①②各々の選任が必要です。

☆拠点区分コード入力について

セクション1 1. 前会計年度における事業等の概要－（1）社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類		①-2拠点区分名称		①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
③事業所の所在地				④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に對し）								
ア 建設費		ア) 建設年月日		(イ) 自己資金額 (円)		(ロ) 補助金額 (円)		(ハ) 借入金額 (円)		(ニ) 建設費合計額 (円)		ク 延べ床面積
イ 大規模修繕		イ) - 1 修繕年月日 (1 箇目)		イ) - 2 修繕年月日 (2 箇目)		イ) - 3 修繕年月日 (3 箇目)		イ) - 4 修繕年月日 (4 箇目)		イ) - 5 修繕年月日 (5 箇目)		(イ) 修繕費合計額 (円)
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0

「①- 1 拠点区分コード分類」

拠点入力です。サービス区分ではありません。

→ 同一拠点は同一コードを入力してください。

☆地域における公益的な取組の記載について

セクション1 1-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業（再掲）含む）

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業（再掲）含む）		
①取組類型コード分類	②取組の名称 ④取組内容	③取組の実施場所(区域)

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉活動の進捗状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）参照

地域における公益的な取組の3要件

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

地域における公益的な取組の具体例

- 子育て交流広場の設置
（親子教室・スマイルサポーターなど）
- 複数法人の連携による生活困窮者の自立支援
（大阪しあわせネットワーク・生活困窮者レスキュー事業など）
- 実習生受け入れ
（中学生職業体験・高校のデュアル研修生など）

☆会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況について

セクション14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

① 施設・設備に係る公費（円）	
② 国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	
(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度
14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況	
(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
① 実施者の区分	
② 実施者の名称（法人の場合は法人名）	
③ 業務内容	
④ 費用【年額】（円）	
(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
① 所轄庁から求められた改善事項	
② 実施した改善内容	
15. その他	

「（1）会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」

「会計監査及び専門家による支援等について（平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」に記載されている専門家の支援業務を受けている場合のみ記載してください。

ただし、自主点検支援業務を実施し、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」を受けている場合も記載してください。

（記帳代行、会計支援業務、税務顧問、監事監査などは専門家の支援業務には含まれません。）

☆法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況について

セクション14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

◎新設事業に係る公費（FD） ◎施設・設備に係る公費（FD） ◎国庫補助金等特別独立行政法人補助金（FD） (2)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	[Blank] [Blank] [Blank]
	施設名 [Blank] [Blank]
14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況	
(1) 会計監理人等設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
◎実施態様の区分 ◎実施態様の区分（法人の種別は法人別） ◎実施内容 ◎費用【年額】（FD）	[Blank] [Blank] [Blank]
(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
◎所轄庁から求められた改善事項	
[Blank]	
[Blank]	
[Blank]	
[Blank]	
◎実施上の改善内容	
[Blank]	
[Blank]	
[Blank]	
[Blank]	
15. その他	
連携平準制度の加入状況等（複数回答可）	
◎ 行政事務連携平準化推進事業（地域・福祉事務連携）に加入 ◎ サービス連携推進平準化推進事業（地域・福祉事務連携）に加入	



「(2) - ① 所轄庁から求められた改善事項」
 法人本部監査における改善要求事項を記載してください。
 施設監査における改善要求事項ではありません。

法人・高齢者施設課からのお願い

「**地域における公益的な取組**」については、社会福祉法第24条第2項の規定により、全ての法人に、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課せられているところです。

「地域における公益的な取組」を実践している法人については、現況報告書へ漏れなく記載をお願いします。

「**会計監査及び専門家による支援**」について、これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の効用等に非常に有効なものであるため、未実施の法人においても積極的に活用を検討してください。これらの支援を受けている法人は、所轄庁へ報告書の提出をお願いします。

また、現況報告書への適切な記載をお願いします。